

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	実績判定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日
-----	----------------------	--------	---------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄
✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	平成 年 月 日
至	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日	平成 年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
	人	人	人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\begin{array}{l}
 \text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \\
 \begin{array}{|c|c|} \hline A & \text{人} \\ \hline \end{array} \times 12 \\
 \hline
 \text{実績判定期間の月数} \\
 \begin{array}{|c|c|} \hline B & \text{月} \\ \hline \end{array}
 \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{人} \\ \hline \end{array} \geq 100 \text{人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例え、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	チェック欄																																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓																																								
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																																										
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">実績判定期間</td> </tr> </table>				実績判定期間																																						
	実績判定期間																																									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">すべての事業活動に係る金額等</div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">（指標）</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">3,110,660,053 円</td> </tr> </table>	①	（指標）				3,110,660,053 円																																		
①	（指標）																																									
		3,110,660,053 円																																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">②</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">4,357,760 円</td> </tr> </table>	②			4,357,760 円																																				
②																																										
	4,357,760 円																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 55%;">イ</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉑</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉒</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉓</td> <td style="text-align: right;">4,357,760 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ハ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉔</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉕</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)</td> <td style="text-align: right;">4,357,760 円 ⇨㉖へ</td> </tr> </table>				イ				会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円		会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	0 円		ロ				便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓	4,357,760 円		ハ				特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔	0 円		ニ				特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕	0 円		合 計	(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	4,357,760 円 ⇨㉖へ
	イ																																									
	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0 円																																							
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	㉒	0 円																																							
	ロ																																									
	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉓	4,357,760 円																																							
	ハ																																									
	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉔	0 円																																							
	ニ																																									
	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉕	0 円																																							
	合 計	(㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	4,357,760 円 ⇨㉖へ																																							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">基準となる割合 (㉖÷ ①)</div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">③</td> <td style="width: 95%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">0.14%</td> </tr> </table>	③			0.14%																																				
③																																										
	0.14%																																									

（注意事項）

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	チェック欄
-----	----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員総数のうち次に掲げる者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
③	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑧	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		10人	0人	0%	3人	30.0%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	3人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	轉	
稲田 豊		理事		○							平成24年6月17日就任 平成28年6月21日退任
柴田 俊生		理事								○	平成28年6月22日就任
浦島 靖成		理事		○						○	平成23年6月19日就任
長井 喬充		理事		○						○	平成16年4月13日就任
瀬戸 典子		理事		○						○	平成22年6月20日就任
渡辺 清美		理事		○							平成22年6月20日就任 平成28年6月21日退任
町田秀三郎		理事		○							平成23年6月19日就任 平成28年6月21日退任
我謝 悟		理事		○							平成24年6月17日就任 平成29年3月31日退任

橋本 笙子	理事	○								平成 25 年 4 月 1 日就任 平成 31 年 4 月 28 日退任
山地 正	理事								○	平成 28 年 6 月 22 日就任
藤田 昌孝	理事									平成 28 年 6 月 22 日就任 令和 2 年 6 月 21 日退任
藤本 秀幸	理事								○	平成 29 年 4 月 1 日就任
村本 英邦	理事									平成 30 年 6 月 22 日就任 令和 2 年 6 月 21 日退任
高原 信夫	理事								○	令和 2 年 6 月 22 日就任
森田 栄作	理事								○	令和 2 年 6 月 22 日就任
宮本 尚之	監事	○								平成 22 年 6 月 20 日就任 平成 28 年 6 月 21 日退任
新田 聡	監事	○								平成 26 年 6 月 22 日就任 平成 30 年 6 月 21 日退任
高橋愛一郎	監事								○	平成 28 年 6 月 22 日就任
千原 曜	監事	○							○	平成 23 年 6 月 19 日理事就任 平成 30 年 6 月 21 日理事退任 平成 30 年 6 月 22 日監事就任

独立監査人の監査報告書

2016年6月30日

特定非営利活動法人ADRA Japan

理 事 会 御 中

公 認 会 計 士

<財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの第12期事業年度（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成して適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2016年3月31日現在の第12期事業年度の財産目録（「科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人ADRA Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2017年6月30日

特定非営利活動法人ADRA Japan

理 事 会 御 中

公 認 会 計 士

<財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成して適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2017年3月31日現在の2016年度の財産目録（「科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人ADRA Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年6月30日

特定非営利活動法人ADRA Japan

理 事 会 御 中

公認会計士

<財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成して適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2018年3月31日現在の2017年度の財産目録（「科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人ADRA Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年6月16日

特定非営利活動法人ADRA Japan

理 事 会 御 中

公 認 会 計 士

<財務諸表監査>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査を行った。

財務諸表に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成して適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2019年3月31日現在の2018年度の財産目録（「科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

監査意見

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人ADRA Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年8月24日

特定非営利活動法人ADRA Japan

理 事 会 御 中

公 認 会 計 士

<財務諸表監査>

監査意見

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの第16期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査を行った。私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成して適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、特定非営利活動法人ADRA Japanの2020年3月31日現在の第16期事業年度の財産目録（「科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人ADRA Japanと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	3,110,660,053 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	3,110,660,053 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	264,306,919 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	206,805,342 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	78.24%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
		2015年4月1日～2019年4月28日	(給与)20,532,000円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員の子親族等 ^(注2) である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
		2015年4月1日～2019年4月28日	19,506,000円
			円
			円
			円
			円
			円
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	2015年4月1日～2021年1月13日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
39人	327,422,143円		

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan																																																																																																				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> <p>(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	該当なし				円						円						円						円						円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	該当なし				円						円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																																																
該当なし				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																																																																
該当なし				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		東京事務所家賃	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	2,400,000円	東京事務所 200,000円/月
		東京事務所家賃	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	2,613,600円	東京事務所 216,000円/月 K6倉庫 21,600円/月 (2017/3のみ)
		大学との協働事業 費(受取等)	平成28年8月7日～ 21日	106,520円	
		講師謝礼受領(受 取等)	平成28年9月9日	5,000円	
		東京事務所家賃 横浜K6倉庫家賃	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	2,851,200円	東京事務所 216,000円/月 K6倉庫 21,600円/月
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成29年12月2日	1,072円	
		東京事務所家賃 横浜K6倉庫家賃	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	2,851,200円	東京事務所 216,000円/月 K6倉庫 21,600円/月
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年5月19日 平成30年11月3日	6,196円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年5月24日	10,070円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年7月28日	3,182円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年9月8日	5,000円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年10月13日	2,456円	
		講師謝礼受領(受 取等)	平成30年11月29日	30,000円	
		講師謝礼受領(受 取等)	平成30年12月8日	15,000円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年12月8日	5,000円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年12月22日 平成31年3月23日	5,940円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成30年12月22日	26,360円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成31年1月29日	10,000円	
		報告会謝礼受領 (受取等)	平成31年2月6日	10,000円	

	東京事務所家賃 横浜 K6 倉庫家賃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	2,877,600円	東京事務所 ～9月 216,000円/月 10月～ 220,000円/月 K6 倉庫 ～9月 21,600円/月 10月～ 22,000円/月
	報告会謝礼受領 (受取等)	平成31年4月13日 令和1年7月13日	6,000円	
	報告会謝礼受領 (受取等)	令和1年6月8日	5,000円	
	報告会謝礼受領 (受取等)	令和1年7月6日	6,000円	
	報告会謝礼受領 (受取等)	令和1年7月28日	5,000円	
	大学との協働事業 費(受取等)	令和1年8月11日～ 23日	100,000円	
	報告会謝礼受領 (受取等)	令和1年10月5日	1,500円	
	報告会謝礼受領 (受取等)	令和1年10月24日	60,000円	
	講師謝礼受領(受 取等)	令和1年11月19日	20,000円	
	講師謝礼受領(受 取等)	令和1年12月14日	30,000円	
	東京事務所家賃 横浜 K6 倉庫家賃	令和2年4月1日～ 令和3年1月13日	2,178,000円	東京事務所 220,000円/月 K6 倉庫 22,000円/月

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)
該当なし

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成27年8月 25日	239,800円	ミャンマー洪水被災者 支援分担金
		平成27年11 月26日	123,620円	フィリピン台風被災者 支援分担金

	平成 28 年 3 月 9 日	226,980 円	アフガニスタン地震被災者支援分担金
	平成 28 年 5 月 20 日	619,437 円	児童奨学支援金
	平成 28 年 8 月 1 日	206,900 円	エクアドル地震被災者支援分担金
	平成 29 年 3 月 14 日	111,583 円	児童奨学支援金
	平成 29 年 7 月 14 日	224,314 円	ミンダナオ武力紛争対応支援分担金
	平成 29 年 12 月 20 日	223,074 円	ロヒンギャ支援分担金
	平成 31 年 1 月 31 日	335,538 円	フィリピン台風被災者支援分担金
	平成 31 年 1 月 31 日	659,760 円	スラウェシ地震被災者支援分担金
	令和 2 年 11 月 13 日	264,975 円	ベトナム水害被災者支援分担金
	平成 27 年 11 月～12 月	157,425 円	被災者への現金支援 NPR15,000×9 人
	平成 29 年 1 月 ～3 月	11,158,328 円	被災者への現金支援 USD100×995 人
	平成 29 年 1 月 ～3 月	11,795,015 円	被災者への現金支援 USD200×504 人
	平成 30 年 2 月 ～3 月	4,448,508 円	被災者への現金支援 USD150×265 人
	平成 30 年 2 月 ～3 月	27,542 円	被災者への現金支援 USD250×1 人
	平成 30 年 11 月～平成 31 年 4 月	4,860,000 円	被災者への商品券支援 15,000 円×324 人
	平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月	5,800,000 円	被災者への商品券支援 20,000 円×290 人
	平成 2 年 1 月 ～3 月	2,060,000 円	被災者への商品券支援 10,000 円×206 人

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第 4 表付表 2）」は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。			同意
			<input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan
-----	----------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 ADRA Japan
-----	----------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	形成外科手術を実施のため、日本人医療チームを派遣	令和3年6月～12月	ネパール	3人	形成外科手術を必要とする患者及びその家族約200人	3,500千円
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	貧困家庭の子ども達の学費支援	令和3年4月～令和4年3月	ネパールカブレ郡	2人	学費支援を必要とする貧困家庭の児童生徒100人	2,000千円
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	新生児及び小児疾患に関する医療機関のマネジメント強化・施設整備	令和3年4月～令和4年3月	ネパールバンケ郡	3人	主に新生児・乳児及び女性(一部男性も含む) 直接受益者約12,000人	50,000千円
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	教育施設の建設、教育の必要性に関する啓発活動、衛生教育、防災教育	令和3年4月～令和4年3月	ミャンマーカレン州	4人	カレン州在住の児童・生徒や村の住民約10,000人	122,000千円
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	学校運営の能力及び基盤の強化、学校のインフラ整備等	令和3年4月～令和4年3月	ジンバブエミッドランド州	3人	児童・生徒、学校に通えていない子ども、保護者、地域住民約3,000人	90,000千円
開発途上国における支援の必要な人々への開発支援事業	教育施設の建設、衛生教育、教員教育	令和3年4月～令和4年3月	アフガニスタンバーミヤン県	3人	バーミヤン県在住の児童・生徒、教員、村の住民約10,000人	38,000千円
国内外における自然災害、飢餓、及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業及び復興支援事業並びに自然災害等に対する防災・減災事業	南スーダンからの難民に対する衛生環境改善	令和3年4月～令和4年6月	エチオピアガンベラ地区	3人	難民キャンプで不衛生な生活を送っている難民約10,000人	10,000千円
国内外における自然災害、飢餓、及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業及び復興支援事業並びに自然災害等に対する防災・減災事業	日本国内の防災・減災に関する啓発活動、災害発生時の対応計画策定・関係構築	令和3年4月～令和4年3月	日本各地	3人	防災・減災に関心のある参加者・聴講者約500人	1,500千円
国内外における自然災害、飢餓、及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業及び復興支援事業並びに自然災害等に対する防災・減災事業	令和2年7月豪雨被災者支援及び新規災害対応	令和3年4月～令和4年3月	熊本県及び日本各地	3人	熊本県人吉市の住民及び自然災害の被災者等約1,000人	6,000千円

国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業	ネパールでの国際看護実習を提供	令和3年4月～8月	日本及びネパール	3人	国際看護を志す学生10人	1,500千円
国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業	インターンを受入れ国際協力について学ぶ機会を提供	令和3年4月～令和4年3月	日本	3人	国際協力に関心のあるインターン生10人	200千円
国際協力を通し学生・社会人に対する国際人としての人材育成事業	高等教育機関等への講師派遣	令和3年4月～令和4年3月	日本	5人	国際協力に関心のある聴講者約1,000人	300千円
国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業	活動報告会の開催	令和3年4月～令和4年3月	日本	5人	国際的な支援活動に関心のある聴講者約1,000人	500千円
国際協力に関する日本の社会への啓発と広報事業	教育機関等での授業及び児童・生徒の受入	令和3年4月～令和4年3月	日本	5人	国際協力に関心のある児童・生徒約500人	300千円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名	
三菱UFJ銀行 表参道支店 普通預金	特定非営利活動法人 ADRA Japan 理事長 柴田俊生
ゆうちょ銀行 通常貯金	特定非営利活動法人 ADRA Japan
ゆうちょ銀行 振替口座	(特活) ADRA Japan
三井住友銀行 渋谷支店 普通預金	特定非営利活動法人 ADRA Japan 理事長 柴田俊生

(注意事項)

- ・ 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。